## 無事故・無違反者の優遇措置

## 長期無事故・無違反者に対する優遇措置

過去2年間 無事故・無違反者 の点数計算 過去2年間、無事故・無違反であった方が、1点、2点又は3点の違反行為をした場合、その後3か月間、違反行為が無ければ、その1点、2点又は3点の違反点数は、点数計算の対象から除外されます。

1年以上の無事故・無違反者に対する優遇措置	
計算されない点数	処分の基準点数に達していない点数(例えば、前歴の無い人にとっては5点までの点数)については、その後1年以上無事故・無違反で経過したときは、点数計算の対象から除外されます。
計算されない前歴	運転免許の停止処分を受けた場合、その処分が終了した日から 1年以上無事故・無違反で経過したときは、それまでの前歴が無 かったものとして取り扱われます。

## ご自分の累積点数を知りたい方へ

交通違反や交通事故の点数が、現在何点になっているかについて知りたい方は、自動車安全運転センター秋田県事務所(運転免許センター2階)が発行する累積点数等証明書を申し込むことができます。

申込方法は、

- ① 自動車安全運転センター秋田県事務所の窓口に直接申し込む
- ② 郵便振替により申し込む
- の二通りの方法があり、手数料は、1通670円です。
  - (※ 郵便振替の場合は、振込手数料が必要です。)

申込用紙は、自動車安全運転センター秋田県事務所、各警察署、交番・駐在所等に 備え付けてあります。

## 【お問合せ先】

自動車安全運転センター秋田県事務所

TEL018-863-8811

FAX018-863-5923

又は最寄りの警察署(交通課)までお問合せください。